

# 第5章 実現化方策の検討

## 1 各種制度・事業等

### (1) 既存都市計画制度・事業の見直し方策

#### ① 北藤岡駅周辺土地区画整理事業の推進

現在事業認可を受けている区域については、2024年度を目途に事業完了を目指します。

新たに事業化する際には、段階的に区域指定を行うなど、実現性に重点をおいた取り組みを進めます。

#### ② 都市計画道路の見直し方策

現在事業中である主要地方道前橋長瀬線、北部環状線及び藤岡インターチェンジ北口線等については、早期完成を目指します。

また、未整備・未改修の都市計画道路については、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」（平成29年3月 群馬県県土整備部都市計画課）を基準に、長期未着手路線の変更、廃止も視野に、本計画に則した必要な見直しを行います。

#### ③ 地区計画の適用拡大方策

地区計画は、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地をつくるため、土地利用の誘導を行う制度で、地区単位での細街路、公園等と建築物の形態、建築物の敷地等に関する事項を一体的、総合的な計画として定め、これに基づいて開発行為、建築行為を規制・誘導することを目的としています。

本市では中地区と森南地区の2地区で地区計画を設定しています。今後は、市街化調整区域における集落を維持する方策として、市街化を促進するおそれのない範囲で、居住環境の保全や生活利便施設の立地を可能とする地区計画制度の活用を検討します。

#### ④ 市街化調整区域内での開発許可の基準

市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第34条第12号の規定により、藤岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成19年条例第16号）第3条において、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について規定しています。

市街化調整区域においては、原則として市街化を抑制しつつ、既存集落の活力の維持などのため制度の適切な運用を図るとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討します。

## ⑤ 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、市街化調整区域を除く用途地域の定められていない区域内に、その土地の良好な環境形成または保持の面から、ふさわしくない用途の建築物等の建築を制限するために定めるものです。

本市では、鬼石都市計画区域において適用可能なことから、将来的な用途地域指定の可能性と並行して、鬼石市街地を中心とした土地利用誘導方策のひとつとして、特定用途制限地域の適用を検討します。

## (2) 新たな関連制度・事業の適用方策

### ① 田園住居地域の創設（用途地域の追加）

2017年（平成29年）に都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）によって都市計画法が改正され、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的として、住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が創設されました。将来的に、農地と調和したゆとりある低層住宅地の形成が求められるなど、農地の保全と建築物に対する建築規制を一体として行うことが必要とされる場合には、用途地域の見直しを検討します。

### ② 開発許可の審査基準（開発審査会提案基準）

都市計画法第34条第14号の規定により、開発行為の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為として、あらかじめ開発審査会の議を経て許可できるものについて、群馬県においては群馬県開発審査会で提案基準を定めており、本市は、開発許可事務における事務処理市として、提案基準に該当する案件について群馬県開発審査会に付議しています。

2015年（平成27年）に開発許可制度運用指針（平成26年8月1日国都計第67号国土交通省都市局長通知）が改正され、事務処理市町村は、地域の実情に応じた主体的かつ効率的な開発許可の運用を行うため、当該事務処理市町村の区域内でのみ適用される提案基準を設けることができることとなったことから、今後必要に応じてこの制度の活用を検討します。

## (3) その他関連制度の適用方策等

### ① 地域公共交通活性化再生法に基づく適用方策

人口減少、少子高齢化への対応や観光振興への活用など、誰もが使いやすい公共交通の維持・確保や利便性の向上を目指して、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通網形成計画の策定を検討します。

### ② 都市再生特別措置法に基づく適用方策

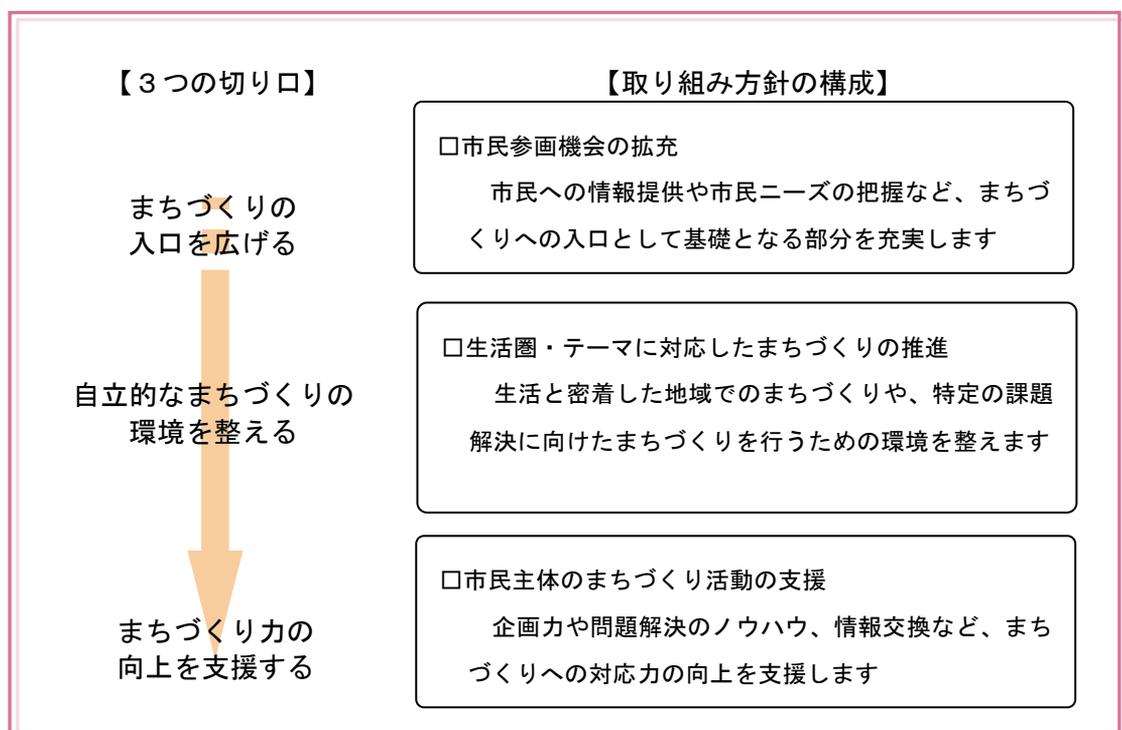
藤岡市立地適正化計画に定める誘導区域や誘導施策と連携して、都市機能の集約、まちなか居住の誘導・促進を図り、にぎわいと活力に満ちた魅力ある都市を目指します。

## 2 都市計画の運営・管理の検討

### (1) 市民参画によるまちづくりの考え方

市民参画によるまちづくりは、これまでも様々な場面・場所で展開され、一定の効果을上げてきました。これからのまちづくりにおいても、市民やNPO、企業などの参画は欠かせないものであり、主体的・積極的な参画により、まちづくりの推進をさらに実効性の高いものへと成熟させ、また、市民が考え、市民が求めるまちづくりが実現できるよう、さらなる拡充を図る必要があります。

このため、まちづくりの各段階における積極的な参画を促進する取り組みとして、市民参画によるまちづくりの流れを育てることを意識して、以下の3つの切り口による取り組み方針を示します。



## (2) 市民参画の取り組み方針

### ① 市民参画機会の拡充

【まちづくりの入口を広げる】

- まちづくりに関する情報公開を徹底するとともに、まちづくりの初期段階から市民が参画できる仕組みをつくりま
- 行政計画等への市民参画を拡充し、より開かれた意思決定の仕組みをつくりま

#### a) 情報公開・提供

市民によるまちづくりの手がかりとなるよう、まちづくりを推進するために必要な情報の提供を広報ふじおか、市ホームページ等を通じて積極的に行います。

行政計画、事業、制度等に関する情報公開を徹底するとともに、市民にわかりやすい情報提供を行います。

#### b) 行政計画等への市民参画の促進

主要な行政計画、事業計画、審議組織等に関する市民参画を拡充し、市民の意向を踏まえた計画づくりを行います。

#### c) 継続的な市民ニーズの把握

行政計画へ市民意向を効果的に反映させるため、市民ニーズを継続的に把握するとともに、経年的な意向の変化を分析することで、施策効果の検証を行います。

### ② 生活圏・テーマに対応したまちづくりの推進

【自立的なまちづくりの環境を整える】

- 自治会・町内会など様々な地域の単位や、まちづくりテーマに応じて、市民主体のまちづくりが展開できる仕組みを構築し、コミュニティの強化や自立性を高めます。
- 生活に身近な地域単位、集落地単位でのまちづくりの仕組みによって、市民による自立的なまちづくりが行える環境を整えます。

#### a) 地区レベルのまちづくりの推進

住環境の維持・改善、景観の形成、安全なまちづくり、歴史的な遺産を活かしたまちづくりなどに対する地域住民の取り組みに対して、まちづくりを支えるための技術的な支援、ルールづくり、計画づくりの仕組みなどにより、幅広い市民参画を進めます。

#### b) 農村集落づくりの推進

農村集落地域では、集落環境の整備、農業基盤の整備、人口減少への対応、地域の活性化、田園・集落景観の保全など、集落が抱える課題の解決に向け、土地利用の規制・誘導などを含めた対策・支援を通じて、集落住民が主体となって取り組む集落づくりを推進します。

### ③ 市民主体のまちづくり活動の支援

#### 【まちづくり力の向上を支援する】

- 市民による主体的なまちづくり活動の様々な場面で、それらの活動を支援する仕組みを構築します。
- まちづくりを推進するための総合的な支援体制を検討し、人材の育成や技術的アドバイスなどにより、市民主体のまちづくり活動の支援を行います。
- まちづくりは市民・行政だけでなく、NPOや民間企業など様々な組織が主体となることが考えられるため、各種団体との連携・協働のネットワークづくりを図ります。

#### a) まちづくり人材の育成

市民主体のまちづくりを効果的に推進するため、NPO等と協働しながら、様々な分野、地域でまちづくりのリーダーとなれる人材を育成します。

まちづくり講座の開催などを通じて、広く市民がまちづくりに関する基礎知識を習得できるよう努めます。

#### b) 多様な組織のネットワークづくり

まちづくりを総合的・効果的に推進するため、イベント開催などを通じて、まちづくり団体、市民団体、NPO、民間企業、研究機関など、まちづくりに関わる組織の恒常的な交流や協働を促すネットワークづくりを進めます。

#### c) まちづくり専門家の登用

まちづくりを進めていく上での専門的見地からのアドバイスや、計画立案、人材育成などのため、必要に応じて専門家を登用します。

### (3) 計画を実現するためのマネジメント

#### ① PDCAサイクルの適用と市民参画の拡充

今後のまちづくりに関する計画の実現を目指して、「PDCAサイクル」の適用と、市民参画の拡充を図ります。

PDCAサイクルを適用することにより、計画に基づく各種施策の状況把握と、その結果である都市・地域の状況を点検・評価し、都市整備分野の施策・方針の見直しや、他の関係分野との調整などを通じて、まちづくり計画の見直しを行いながら、まちづくりの各段階において、市民、事業者、NPOなどの各種団体の参画を拡充することにより、市民との協働によるまちづくりの推進を目指します。

図 計画の実現に向けてPDCAサイクルの適用と市民参画

